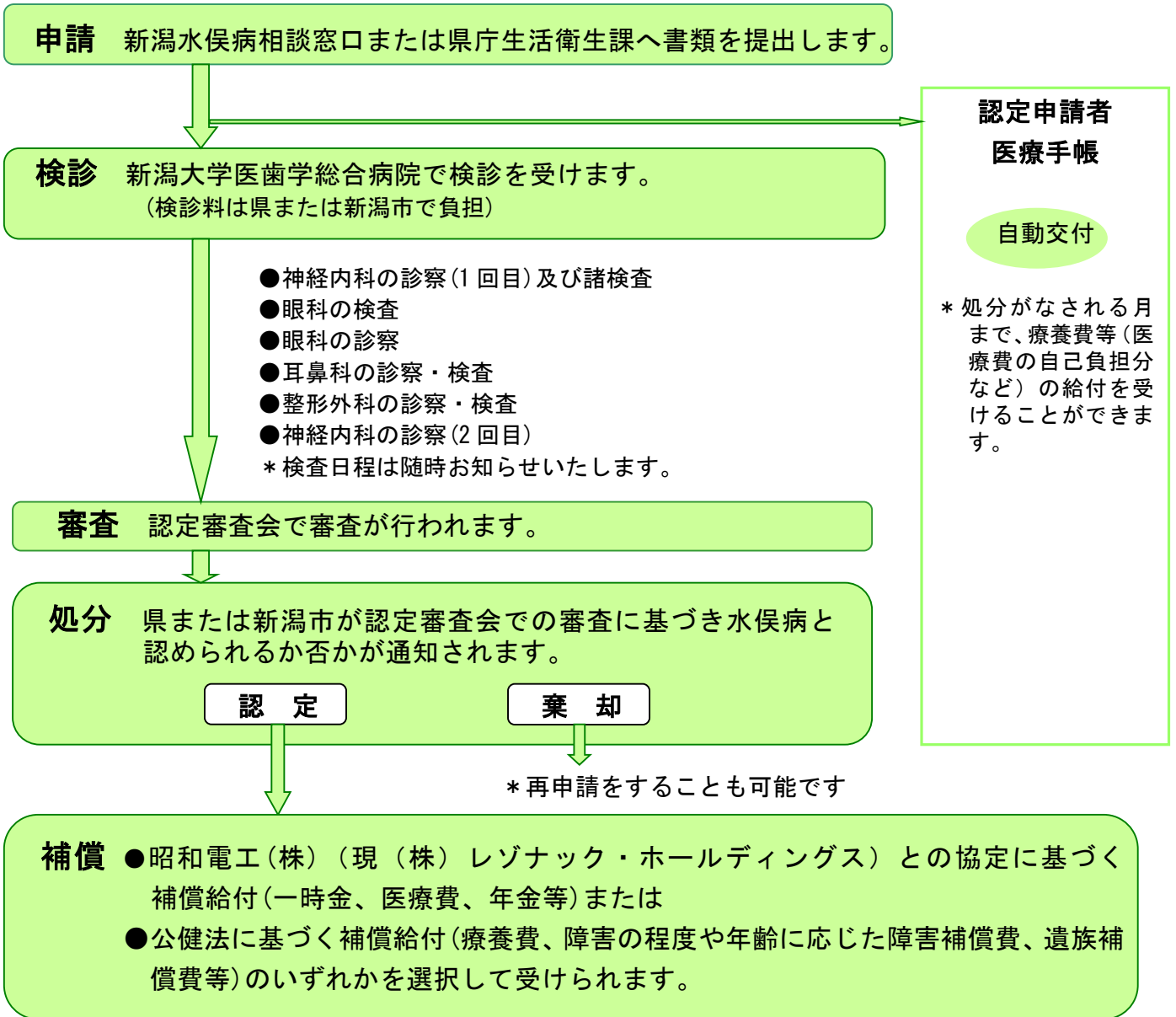


公健法に基づく「認定申請」

- 「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」に基づき「水俣病」との認定を求める制度です。
- 申請をすると、新潟大学医歯学総合病院で検診（7回程度）を行ったうえで、認定審査会で審査します。
- 認定されると、補償給付や医療給付を受けることができます。
- 認定申請中は、「認定申請者医療手帳」が交付され、療養費等の給付を受けることができます。



| 申請に必要な書類 | 県条例に基づく福祉手当の申請に必要な書類 ※併せて申請することができます (詳しくは、「新潟水俣病福祉手当の申請」をご覧ください) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 認定申請書 ② 医師の診断書（任意の様式） | <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉手当支給申請書 ② 魚介類摂取等申立書 ③ 提出診断書 ④ 住民票の写し ⑤ 戸籍の附票または消除された（以前の）戸籍の附票 (昭和40年12月31日以前の居住状況のわかるもの) |